



弁護士法人

松田共同法律事務所

# 事務所案内



## CONTENTS



### 次

ご挨拶 ······	p 1
基本理念	
当事務所の特長と取扱業務	
所属弁護士紹介 ······	p 2
弁護士費用の種類・相談料 ······	p 3
弁護士費用（着手金と報酬金）の基準	
ご相談・ご依頼の流れ ······	p 4
ご相談時に持参頂きたい資料	
交渉事件の流れ ······	p 5
家事事件の流れ ······	p 6
裁判手続の流れ ······	p 7
顧問弁護士への道案内 ······	p 8
顧問契約書（サンプル）	



挨  
拶

「弁護士」に対するイメージは、「敷居が高い！」、「とつつきにくい！」、「弁護料がいくらかかるかわからない！」というものではないでしょうか？確かに、弁護士に相談するということは大変な勇気と決断がいることでしょう。弁護士に相談することが相応しい事案かどうかお悩みの方も多いことと思います。

他方で、もっと早く弁護士の法的なサポートを受けられていれば、もっと良い解決に、もっと費用をかけずに、もっと早くたどり着けたのにと思うことがあります。それ以上に、弁護士のサポートを受けることができなかっただけで、利益・権利を守ることができなかつた方が、まだまだ大勢いらっしゃることは間違いないでしょう。

私達は、そんな方々に、「いつでも、どこでも、だれにでも、上質な法的サービス」を届けたいという想いで、日々、努力し、工夫して参っております。

どんなに些細なことでもかまいません。とにかく、心配ごと・お困りごとがあついたらお気軽にお問い合わせ、ご相談下さい。ご相談に来られた方が少しでも笑顔を取り戻していただけるよう、ともに悩み、ともに考え、法律家としての適切な助言・事件の処理をさせていただきます。きっと、解決の道があるはずです。

このパンフレットでは、「当事務所の取扱業務」、「ご相談のご予約から・ご依頼の流れ」、「相談料・弁護士費用」、「裁判手続等の流れ」等について分かりやすく説明しております。

このパンフレットが、皆様に、より早くより充実した法的サービスをお受け頂く一助となれば幸いです。

平成24年6月1日

弁護士法人松田共同法律事務所

所長弁護士 松田公利



本  
理  
念

何時でも、何処でも、誰にでも、上質な法的サービスをお届けします。  
そのための普段の研鑽を怠りません。

お客様の話をよく聞いて、お客様の希望される着地点を踏まえ、  
最善の方法を模索します。

お客様と情報を共有し、お客様の希望を叶えるために共に闘います。  
お客様の希望を叶えるために迅速に対応します。

弁護士に依頼された場合の費用やメリットや今後の流れなどを  
分かりやすく、理路整然と説明します。



当  
事  
務  
所  
の  
特  
長  
と  
取  
扱  
業  
務

1 お客様のご依頼に**迅速**に対応できます。

2 それぞれ事件類型ごとに**頼れるスタッフ**がいます。

3 所員全員の**マナー向上**に努めています。

4 ホームページ、ブログ、Facebook等により  
法律にまつわるさまざまな**情報の発信**に  
努めています。

5 司法書士、税理士、社会保険労務士、  
土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士、  
行政書士と連携しており、必要に応じて、  
これらの**専門家**をご紹介し、共同して仕事を  
進めています。

#### 【取扱業務】

##### ・交通事故

(後遺障害等級申請、異議申立、損害賠償請求) (被害者側のみ)

##### ・個人の債務整理

(過払請求、任意整理、個人再生、自己破産)

##### ・遺産相続

(遺言書作成、相続税対策、相続放棄、遺産分割、遺留分、特別受益)

##### ・高齢者問題

(財産管理契約、任意後見契約、成年後見人選任申立)

##### ・離婚

(離婚手続、財産分与、離婚慰謝料、養育費、面接交渉)

##### ・不動産問題

(家屋明渡、滞納家賃回収、不動産売買契約、移転登記手続)

##### ・医療過誤

(損害賠償請求) (被害者側のみ)

##### ・過労死

(労災認定申請、損害賠償請求)

##### ・消費者問題

(先物取引、生命保険・火災保険請求、ネット詐欺被害)

##### ・企業法務

(会社設立・再編、事業承継、顧問契約、債権回収、契約書作成・チェック)

##### ・法人の債務整理

(民事再生、自己破産)

##### ・その他



松  
田  
公  
利

Kimitoshi Matsuda



【会務歴】平成21年度宮崎県弁護士会会長

【所属団体】

- ・先物取引被害全国研究会、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、宮崎県中小企業家同友会、宮崎商工会議所、宮崎実業クラブ、NPO法人ホームホスピス宮崎（理事）、社会福祉法人石井記念友愛社（評議員）、宮崎・綾スローフード協会

【趣味】テニス、ボーリング、卓球、オカリーナ、カラオケ、海外旅行（24カ国）

【使用言語】英語、韓国語

【著作】

- 1 法律業務のためのパソコン徹底活用 Book（1999年6月 編著者 藤田康幸 発行所 株式会社トール 共著）
- 2 弁護士に相談しよう！（1999年7月 編著者 現公設事務所・法律相談センター委員会 発行 株式会社民事法研究会 共著）
- 3 ビジネスマンのためのインターネット法律辞典（2001年2月 著者 藤田康幸とL Cネット 発行所 日経BP社 共著）
- 4 過労死（2003年8月7日宮崎日日新聞掲載）

【講演】

「最近の住宅建築関連法の動向について」、「実態!! サラ金被害・保証人被害・自己破産…そして家庭崩壊」、「最近の不動産仲介業における諸問題」、「相続と遺言」、「幹部に必要な法律知識」、「私が望む社会（三教区浄土）」、「事業承継および多重債務問題」、「保険・交通事故について」、「弁護士、検察官、裁判官関連記事の読み方」、「弁護士について（日南高校職業講演）」ほか多数

【松田公利 略歴】

1956年5月30日	宮崎県日南市北郷町黒山に出まれる
1975年3月	宮崎県立日南高等学校卒業
1979年3月	熊本大学法文学部法学科（現法学部）卒業
1983年	司法試験合格（27歳）
1986年4月	弁護士登録（宮崎県弁護士会）



【金丸祥子 略歴】

1985年	宮崎県日南市に生まれる
2004年3月	宮崎県立大宮高校文科情報科卒業
2008年3月	九州大学法学部卒業
2010年3月	九州大学法科大学院卒業
2011年	新司法試験合格
2013年1月	弁護士登録（宮崎県弁護士会）

【会務歴】

宮崎県弁護士会人権擁護委員会、同消費者問題に関する委員会、同刑事弁護委員会、子どもの権利委員会、各委員会

【趣味】  
スイーツの食べ歩き、小旅行、カラオケ、スポーツ（大学時代はビーチバレーサークル所属、最近タイ式ヨガを始める）、百人一首（高校時代競技カルタ部所属）

【モットー】明るく元気にたくましく

【依頼者様へ】

弁護士に相談するということは、とても勇気のいることだと思います。

しかし、どうぞ肩の力を抜いて当事務所にお越しください。依頼者様のお困りごと、不安の内容をしっかり聞き、十分な検討をして法的な観点から最善の方法を提案します。

当事務所は、弁護士、事務局スタッフ一丸となったチーム力が自慢です。私自身まだまだ未熟者であり、日々の研鑽を怠らないことはもちろんございますが、この万全なチーム体制のもとで、より誠実・丁寧なサービスを提供できるよう取り組んで参ります。

金  
丸  
祥  
子  
Sachiko Kanemaru





# 弁護士費用の種類・相談料

## 1 弁護士費用の種類

法律相談料	相談のみで終了する場合に必要となる費用です。
着手金	問題処理にあたって、最初に必要となる費用です。
報酬金	問題処理の成果の程度に応じて発生する費用です。
実費	裁判所に納める手数料や旅費、通信費等事件処理のために必要となる費用です。
日当	問題処理のために事務所所在地を離れて、移動等に時間を費やすことになって発生する費用です。
顧問料	顧問契約を締結することによって継続的に発生する費用です。

## 2 法律相談料

1時間未満は5000円、1時間以上は1万円(消費税込)ただし、交通事故、債務整理、相続については、初回相談に限り相談料を頂いておりません。また、その他の相談につきましても、経済的事情により(※)法テラスを利用することで無料とすることが可能です。  
※電話やメールのみでの法律相談は原則としてお断りしております。



# 弁護士費用（着手金と報酬金）の基準

## 1. 交通事故その他一般民事の案件

経済的利益の額を基準として次のとおり算定した金額(消費税別途)→  
※交通事故については、別冊のパンフレット「交通事故の被害に遭われた方へ」を御覧下さい。

経済的利息の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	1.6%
300万円を超える3000万円以下の部分	5%	1.0%
3000万円を超える3億円以下の部分	3%	0.6%
3億円を超える部分	2%	0.4%

## 2. 債務整理交渉

①着手金	債権者数	2社まで	5万2500円(税込)
		3社以上	1社あたり 3万1500円(税込)
②報酬金	減額分(債権者主張額と和解額の差額)の10.5%~15.75%(税込)		

## 3. 過払請求

①着手金	1社あたり	3万1500円(税込)
②報酬金	ア 訴訟により回収した場合	減額分の10.5%+回収金額の21%から26.25%(税込)
	イ 訴訟によらず回収した場合	減額分の10.5%+回収金額の21%(税込)

## 4. 個人の自己破産

①着手金	(自営業者でない方)	
	ア 破産管財人が付かない事案	31万5000円(税込)程度
	イ 破産管財人が付く事案	42万円~52万5000円(税込)程度
(自営業者の方)		
	52万5000円~63万円(税込)程度	
②報酬金	なし	
③実費	ア 破産管財人が付かない事案	3万円
	イ 破産管財人が付く事案	25万円~(資産状況や事業規模等により異なります)

## 5. 法人の自己破産

①着手金	105万円程度(但し、法人の規模や要する労力により異なります)
②報酬金	なし
③実費	45万円~(破産管財人費用含む)

## 6. 個人再生

①着手金	(お支払いの方法はご相談に応じます)	
ア 住宅ローンがない場合	42万円(税込)	
イ 住宅ローンがある場合	45万1500円(税込)	
②報酬金	なし	
③実費	3万円	

## 7. 離婚問題

①離婚交渉	着手金	21万円(税込)	報酬金	21万円(税込)
②離婚調停	着手金	31万5000円(税込)	報酬金	31万5000円(税込)
③離婚訴訟	着手金	42万円(税込)	報酬金	42万円(税込)
※ただし、離婚交渉から引き続き離婚調停を受任するとき、あるいは、離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、それぞれの着手金と受領済み額との差額とします。また、財産分与、慰謝料などの財産的給付を伴うときは、財産的給付の実質的な経済的利益の額を基準として、前記1の割合に従って算出された金額の範囲内で合意により付加することが出来ます。				

## 8. 相続問題

①遺言書作成	文書作成料	5万2500円~21万円(税込)
	公正証書遺言にする場合は、別途公証人に支払う費用が必要となります。	
②遺産分割調停	着手金	27万5000円~73万5000円(税込)
報酬金 争いがあった財産の評価額を元に、当事務所の報酬規定に従って計算させて頂きます。 事件処理により得られた財産の評価額のおおよそ15%から20%となります。		

## 9. その他の案件

当事務所の報酬規定に基づき算定した額となります。法律相談の際に、ご説明させて頂きます。

- \* すべての案件について、実費が必要となります。
- \* すべての案件につき、難易度や、要する労力・時間等により、ある程度の金額の増減があり得ます。
- \* 経済的事情により法テラスによる弁護士費用立替援助を利用することが可能です。



※進行状況は必要に応じて、FAX・メール・文書等でご報告します。

**【ご相談時に持参頂きたい資料】**  
 以下の資料は、ご相談をより有意義なものとさせて頂くため、準備をお願いするものですが、これらの資料がなければご相談をお受けできないということでは、ございませんので、ご準備頂くことが難しい場合でも、お気軽にご相談下さい。

◆交通事故に関するご相談

① 事故証明書

運転免許センターでお取り寄せ下さい。

② 事故の状況が分かる資料

事故の状況を図示したもの。

③ 保険証券・約款

事故当時、ご自身あるいはご家族が加入されていた自動車保険および傷害保険のもの。

④ 診断書、後遺障害診断書

後遺障害診断書は、まだ作成されていなければ不要です。

⑤ 領収証

事故に関して支払ったもの(治療費、葬儀費等)

⑥ 時系列表

事故から現在までの大まかな経過を、箇条書き頂いたもの。

◆相続に関するご相談

① 戸籍謄本

亡くなられた方のもの。本籍地の市町村役場にてお取り寄せ下さい。

② 土地家屋課税台帳(名寄帳)

亡くなられた方のもの。住所地の市町村役場にてお取り寄せ下さい。

③ 相続関係図

亡くなられた方と、その配偶者の方、お子様、ご両親、ご兄弟の方のお名前、住所、電話番号をお書き頂いたもの。

④ 遺産目録

遺産の大まかな内容をお書き頂いたもの(負債がある場合にはその内容もお書き下さい)。様式は自由です。

⑤ 遺言書

遺言書の有無をご確認下さい。

◆離婚に関するご相談

① 戸籍謄本

ご自身のもの。本籍地の市町村役場にてお取り寄せ下さい。

② 不動産全部事項証明書

ご自身あるいは配偶者に不動産がある場合。法務局でお取り寄せ下さい。

③ 借用証

ご自身あるいは配偶者に負債がある場合。

④ 時系列表

結婚されてから現在までの大まかな経過を、箇条書き頂いたもの。

⑤ 財産目録

ご自身と配偶者の財産の大まかな内容をお書き頂いたもの(負債がある場合にはその内容もお書き下さい)。様式は自由です。

◆多重債務に関するご相談

① 借用証

② 領収証

貸金の返済に関するもの

③ キャッシング、ショッピングカード

④ 債権者一覧表

借入先、最初の借入年月日、残高をお書き頂いたもの。様式は自由です。

⑤ 時系列表

初めて借金をされてから現在までの大まかな経過を、箇条書き頂いたもの。

◆土地・建物に関するご相談

① 不動産全部事項証明書

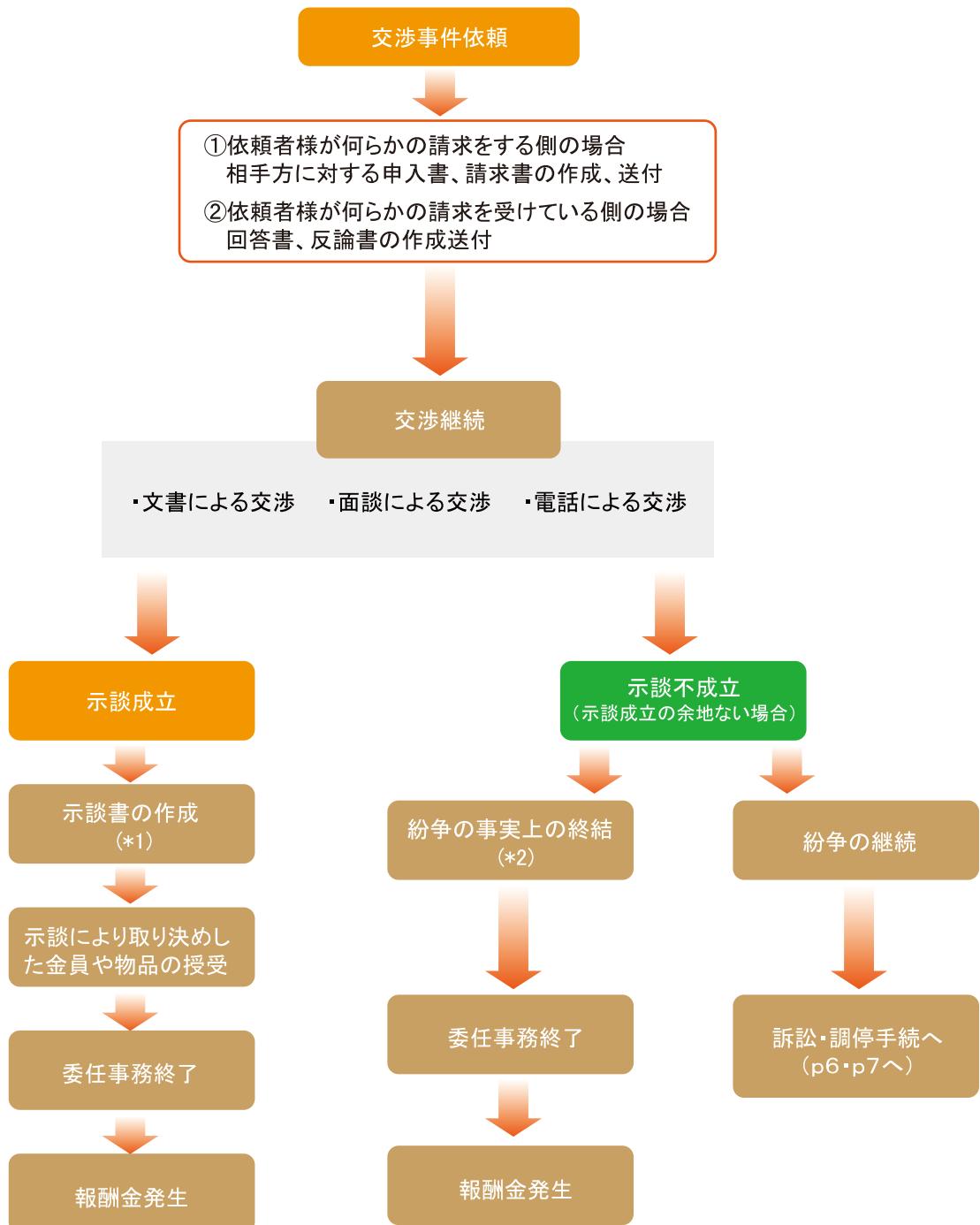
法務局でお取り寄せ下さい。

② 固定資産評価証明書

市町村役場にてお取り寄せ下さい。

◆その他のご相談

ご予約の際にスタッフへお尋ねください。



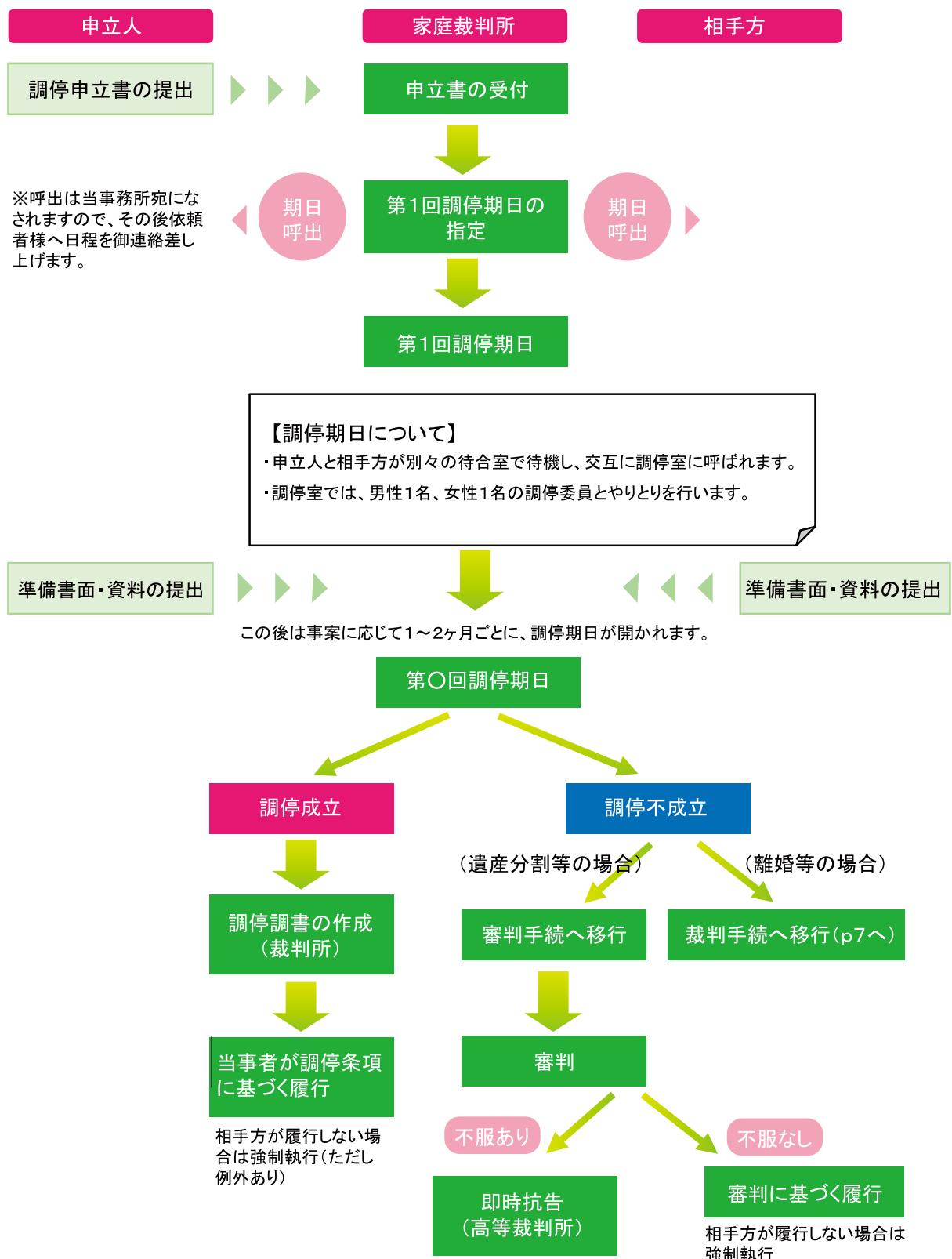
(\*1) 相手方が請求書どおりの支払いをしてきた場合等、作成しない場合もあります。

(\*2) 依頼者様が相手方から何らかの請求を受けていた事案については、最後の交渉時から半年以上、  
相手方から再請求のない場合には、紛争が事実上解決したものとみなさせて頂きます。  
ただし、その後相手方から再請求があった場合には、「紛争の継続」へと移行することになります。

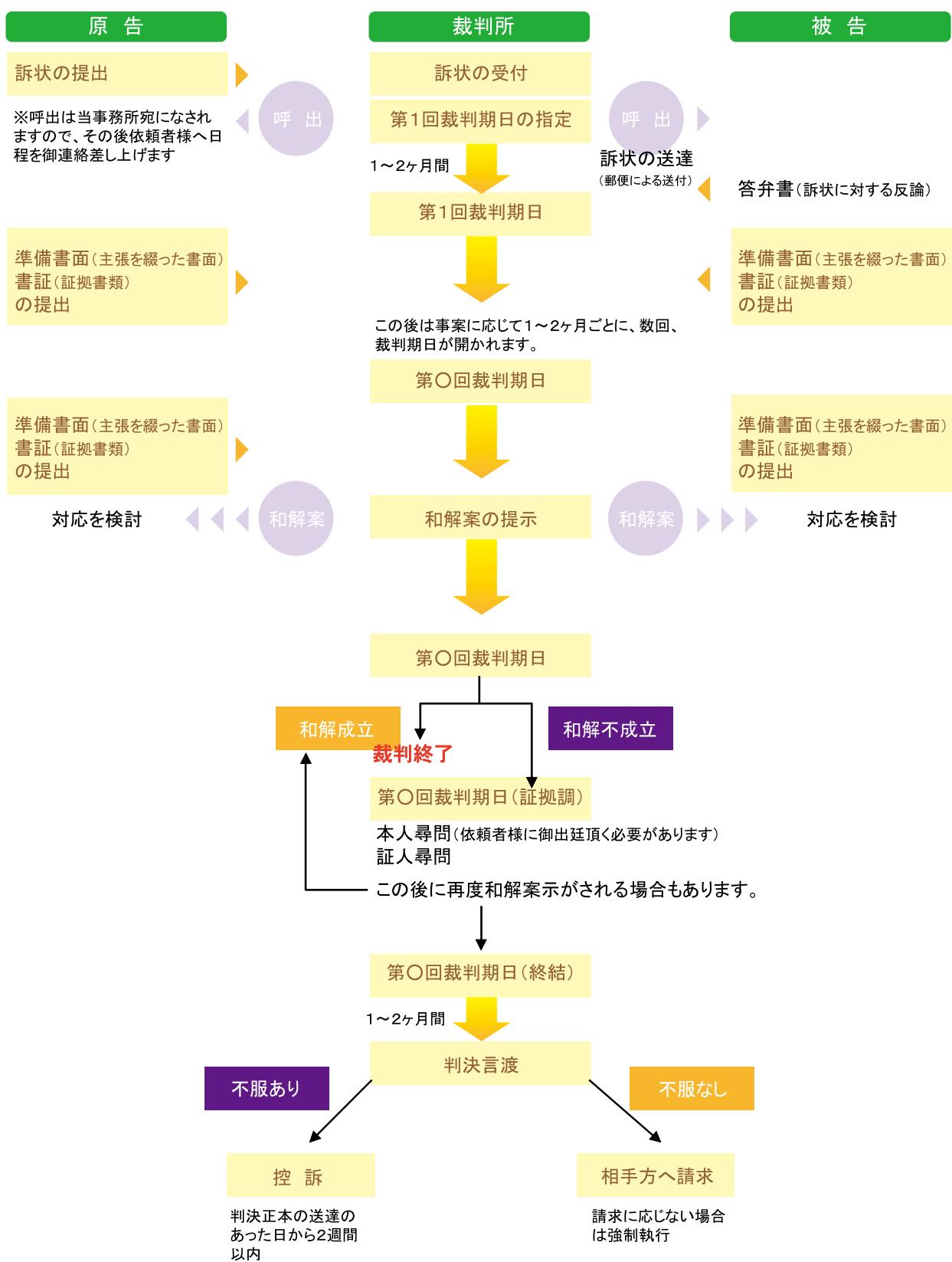




# 家 事 事 件 の 流 れ



裁判手続の流れ



現在、家庭生活・社会生活・企業活動の法的トラブルで困ったとき、病気になって病院にかかるのと同じように、安心してすぐに弁護士にその解決を頼むことができるでしょうか。答えは否です。しかし、日本は、法治国家ですから、家庭生活・社会生活・企業活動上の法的トラブルは、最後にはすべて法律に基づき解決がなされます。そのとき、自分は法律を知らなかつたからといつても、その不利益はあなたが負わなければなりません。これは大変なことです。だから、いつでも、安心して、電話やメールで相談し、また依頼ができる顧問弁護士を確保しておくことが、社会生活を安全・快適に過ごすためにぜひ必要なことなのです。実際に法律相談を受けて、いつも思うことは、法律問題でトラブルが起こる前にどうして相談されなかつたのかということです。顧問弁護士が、実際にどのような仕事をするかは、弁護士とそれぞれの依頼者様との間の具体的な契約によって決まります。

当事務所の場合、顧問料については、2万1000円から5万2500円（税込）の範囲内で、顧問契約に基づき弁護士が顧客の方に提供する法的サービスの内容やいろいろな事情を考慮して、弁護士と顧客の方との協議により決定されます。

顧問契約をしていただければ、法律相談については何回行っても無料です。法律相談を越えて文書作成、交渉、裁判などの依頼を受けて行う場合の費用は顧問料に含まれず、別途必要ですが、その場合は、当事務所の報酬基準から一定程度減額した金額を費用として頂くようにしております。

また、場合によっては、福利厚生事業の一環として、社員の方に対する法律相談を行ったり、経営者の方ないし幹部の方の研修として法律問題を中心に広く、時事、経営、労使のあり方などについて講演をさせていただくことなども考えられます。顧問契約の具体的な内容については、下記の顧問契約雛形を御覧下さい。

<p><b>顧問契約書</b> (サンプル)</p> <p>(以下、甲という)と弁護士法人松田共同法律事務所(以下、乙という)は、顧問弁護士の委嘱等について、以下のとおり契約する。</p> <p>第1条 甲は乙に対し、甲の顧問弁護士を委嘱し、乙はこれを受諾す。</p> <p>第2条 甲は乙に対し、顧問料として月額金 円を毎月末日限り、乙の預金口座に送金して支払う。</p> <p>第3条 乙は甲に対し、法的アドバイス(電話による相談等も可)を行なうものとし、毎月の法的アドバイスに要する費用は、第2条の顧問料をもって補填されたものとする。</p> <p>第4条 甲は乙に対し、必要に応じて、下記の法律事務の処理を依頼し、乙はその依頼を受け、甲の法律上の権利を擁護するために法律事務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲についての民事・刑事の訴訟事件、非訟事件、調停事件その他の事件の遂行</li> <li>2 甲が、第三者との間で紛争を生じた際の示談交渉事件の遂行</li> <li>3 甲が、第三者との間で重要な契約を締結するに際して、契約書等の文書を作成すること</li> <li>4 全各項に付帯する事務を行なうこと</li> </ol> <p>第5条 乙は、甲の依頼に基づき甲の役員、株主、従業員各個人について生じた民事・刑事の訴訟事件その他の法律的紛争を処理することができる。</p> <p>第6条 乙が、第4条および第5条の法律事務を処理する場合、甲は乙に対し、当該事務処理の都度、当事務所が定める着手金、報酬金その他は当事務所の報酬基準により算定した額の3分の2程度を支払う。</p> <p>第7条 本契約は平成 年 月 日にその効力を生ずる。</p> <p>以上のとおり契約が成立したので、本書を2通作成し、甲乙両名がそれぞれ記名押印し、各1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">甲</p> <p style="text-align: center;">乙 宮崎市別府町6番1号 ひまわりビル2階 弁護士法人松田共同法律事務所 社員弁護士 松田公利</p>
---

## ～ 事務所案内 ～

不 許  
複 製

平成24年6月1日 発行

(発行者) 〒880-0802 宮崎市別府町6番1号ひまわりビル2階  
弁護士法人松田共同法律事務所  
(宮崎県弁護士会所属)  
電話 0985(26)4656  
FAX 0985(26)4659  
[http://homepage3.nifty.com/matsu\\_hou/](http://homepage3.nifty.com/matsu_hou/)  
kimitoshi.matsuda@nifty.com

所長 弁護士 松田公利

- 営業時間 午前9時～午後5時30分（月～金）（祝祭日を除く）  
※ただし事情によっては、上記以外の曜日、時間帯で相談をお受けすることが可能です。
- 対応地区 宮崎県全域
- 駐車場 事務所の1階が駐車場になっておりますが、近くにも駐車場を確保しております。

### 《アクセスマップ》



### 〈ロゴマークコンセプト〉



アルファベットの「M」をモチーフに力強く手と手を取り合って未来を切り開いていくという理念と、同時に、ハートのイメージによりお客様の心に寄り添そって行こうとする姿勢を表現しています。

色は宮崎の空・海の青（誠実、信頼、落ち着き、清潔、平和、安息、広大）を基調に、手と手を取り合ったロゴの中心には、希望をイメージさせる黄色を配色しました。

